


所管部課	市民部課税課	部長	村上 敏彰	
件名	東大和市税減免規則の一部を改正する規則について			
		区分	○	1 審議事項
				2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市税条例		
	部課機関	環境部環境課		
<p>1 要 旨</p> <p>税制改正による文言の修正、多摩都市モノレールに係る固定資産税の減免の終了及び自然環境保全法人等が所有する緑地保護地区内の土地及び建物を減免対象とすることについて、規定を整備するため、東大和市税減免規則の一部を改正する。</p> <p>2 主な改正点</p> <p>(1) 別表第1及び第2中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に修正する。</p> <p>(2) 別表第5に規定する多摩都市モノレールの減免規定を削除する。</p> <p>(3) 別表第5に自然環境保全法人等が所有する緑地保護地区内の土地及び建物を減免対象とする規定を追加する。</p> <p>3 施行日</p> <p>(1) 公布の日</p> <p>(2) 及び(3) 平成31年4月1日</p> <p>4 影響及び効果</p> <p>(1) 地方税法との整合性が図られ、適切な事務処理を行うことができる。</p> <p>(2) 減免廃止により、税収増加につながる。</p> <p>(3) 税制上の優遇措置により、良好な自然環境の維持を図ることができる。</p>				
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>文書課において審査済み。</p>				
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p>				
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議における審議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>				
<p>5. 審議結果</p>				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。